

えがお 愛顔つなぐえひめ国体伊予市協賛取扱謝意基準

1 趣旨

この基準は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市協賛取扱要項第6項に規定する「協賛への謝意及び特典の付与」について、必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者へ謝意を表明する基準については、次のとおりとする。

評価額	感謝状	対応方法	対応者
30万円以上	感謝状	贈呈式	会長
30万円未満 10万円以上	感謝状	持参	事務局長
10万円未満	礼状	郵送	事務局長

3 協賛企業名等掲載基準

協賛企業名を掲載する基準については、次のとおりとする。

評価額	ホームページ	プログラム
50万円以上	協賛者名や物品名（写真含む） （HPがあればリンク貼付） ※金額掲載の希望があれば対応可	1 / 2 ページ 協賛者名、ロゴ等
50万円未満 30万円以上		1 / 6 ページ 協賛者名、ロゴ等
30万円未満 10万円以上		1 / 12 ページ 協賛者名、ロゴ等
10万円未満		1 / 24 ページ 協賛者名

4 この基準に定めのない事項については、事務局長の判断に基づき対応することとする。

【備考】

協賛物品については、市場価格に金額換算して対応する。

贈呈式については、協賛者の意向を確認して実施する。

同一者から複数回にわたり協賛があった場合、謝意の実施については、原則として基準に基づいてその都度実施するものとし、企業名等の掲載（プログラム）については、累積した額を評価額として掲載するものとする。